

小規模宅地等の特例（遺産分割の工夫） ～特例の対象者の優先順位～ その8

シリーズで小規模宅地等の特例の適用について、誰が何を相続すれば相続税の計算において有利になるかなどを、設例で検証することとしています。今回は「小規模宅地等の特例の対象者の優先順位」についての留意点です。

個人が、相続や遺贈によって取得した財産のうち、その相続開始の直前において被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等のうち一定のものがある場合には、その宅地等のうち一定の面積までの部分については、小規模宅地等の特例の適用を受けることができます。

そこで、複数の者が小規模宅地等の特例の適用を受けることができる場合、誰からこの特例の適用を受けることが有利なるか設例で判定します。

(1) 非上場株式等についての相続税の納税猶予と小規模宅地等の特例選択

【設例】

1. 被相続人 父（令和4年3月死亡）
2. 相続人 長男（特例後継者）及び長女（父と同居）
3. 父の相続財産と遺産分割

(単位：万円)

	長男	長女
貸付用事業用宅地等（200㎡）	4,000	—
特定居住用宅地等（330㎡）	—	2,500
特例非上場株式等	10,000	—
その他の財産	1,000	12,500

※ 長男は特例非上場株式等について相続税の納税猶予を受けることとする。

4. 相続税の計算

(単位：万円)

	長男が小規模宅地等の特例を受ける		長女が小規模宅地等の特例を受ける	
	長男	長女	長男	長女
貸付用事業用宅地等	4,000	—	4,000	—
特定居住用宅地等	—	2,500	—	2,500
小規模宅地等の特例	△2,000	—	—	△2,000
特例非上場株式等	10,000	—	10,000	—
その他の財産	1,000	12,500	1,000	12,500
課税価格	13,000	15,000	15,000	13,000
相続税の総額	6,120		6,120	
各人の算出税額	2,841	3,279	3,279	2,841
非上場株式等納税猶予	(※1) △1,968	—	(※2) △1,843	—
納付税額	873	3,279	1,436	2,841
納付合計税額	4,152		4,277	

(※1) (10,000万円+15,000万円) - 4,200万円 = 20,800万円 ⇒ 4,920万円 (相続税の総額)

納税猶予税額 4,920万円 × 10,000万円 ÷ (10,000万円 + 15,000万円) = 1,968万円

(※2) (10,000万円+13,000万円) - 4,200万円 = 18,800万円 ⇒ 4,240万円 (相続税の総額)

納税猶予税額 4,240万円 × 10,000万円 ÷ (10,000万円 + 13,000万円) = 1,843万円

上記の設例によれば、小規模宅地等の特例の適用を受けて同額の評価減がある場合でも、納税猶予を受ける長男から小規模宅地等の特例を選択した方が全体の納付税額は少なくなります。しかし、長女は納付税額が増えることになるため、相続人間において有利・不利が混在します。

この設例以外にも、二割加算対象者がいる場合や、配偶者以外の相続人から小規模宅地等の特例を選択した方が有利となります。
(文責：山本和義)